

東邦音楽大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東邦音楽大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東邦音楽大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神及び理念、それに基づいた大学及び大学院の使命・教育目的は、大学・大学院学則、大学案内、学生サポートブック等に明確に表現されており、学部・学科ごとに簡潔に文章化されている。

使命・目的及び教育目的の策定は、法人部門と教学部門の連携及び意思疎通が円滑に行われ、教職員の理解と支持を得て大学案内やホームページに掲載のほか、教授会及び各種委員会を通じて学内外への周知が図られている。

毎年度の事業計画及び中期計画に基づいて三つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）が作成され、使命・目的について十分反映されている。

大学は、教育方針に基づき少人数教育を実施し、教育研究組織及びカリキュラム構成に整合性が図られている。

「基準2. 学修と教授」について

建学の精神のもと、大学及び大学院ともアドミッションポリシーを明確に定め、大学案内、学生募集要項及び大学ホームページに掲載し、志願者に告知している。学生の基礎力向上や学修支援、キャリア教育を充実させるための科目として「東邦スタンダード」や「演奏家コース」「教職特設コース」を開設し他大学との差別化を打出している。

教育課程は適切に編成され、専門分野と一般教養が互いにリンクし、学際的な広がりを持つ授業を行っている。

クラス担任制をベースに初期教育からキャリア教育まで、一貫した教育を実施し、社会的・職業的自立に関する指導体制が整備されている。

学生相談室、保健室、カウンセラー室が設置され、学生生活の安定のために取り組んでいる。

教育課程に即した教員を確保・配置し、少人数教育を実践している。教員評価制度は導入されていないが、教員の採用・昇任等について規定に基づき適切に決定されている。

校地・校舎は埼玉県川越キャンパス、東京都文京キャンパスとも設置基準を十分に満たし、各施設を整備し有効に活用している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

学校法人三室戸学園は、寄附行為及び関連諸規定に則った運営がされ、経営の規律と誠実性は保たれている。大学の設置運営に関する法令等の遵守も適正に行われており、大学

の教育情報・財務情報は適正な方法で公表されている。

環境保全と人権保護について必要な取組みを行い、安全確保では防火・防災計画を作成し危機管理の周知徹底を図っている。

法人及び大学の業務執行体制については、「学園組織及び事務分掌規程」に基づき権限の適切な分散と責任の明確化に配慮し、機能的な体制が確保されている。

「学校法人三室戸学園中期計画（平成 24 年度～平成 28 年度）」を策定し、同期間における中期財政指針を定め、毎年度事業計画及び予算を編成し適切に運営されている。会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人三室戸学園経理規程」に従い適正に行われ、会計監査は、監査法人により適切に実施されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の自己点検・評価は「自己点検・自己評価特別検討委員会」において、評価項目の選定、作業の主体、手続き等に十分検討・確認がなされ、客観性や透明性が確保されている。

現状把握のための調査・データ収集は、法人本部、経理本部及び事務本部が実施し、学生の状況や教職員に關係するデータを含め「自己点検・自己評価特別検討委員会」で十分な分析がされ、結果については「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価報告書」として学内各部局、図書館に配置し教職員に配付するとともに、その一部は事業報告書としてホームページに掲載し社会に公表している。

総じて、大学は自らが掲げる建学の精神や使命・目的に基づき適切に運営され、特色ある音楽教育・研究に取り組んでおり、今後も大学の特性を生かした大学運営が期待される。

なお、使命目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域社会との連携協力・地域社会への貢献」及び「基準 B.国際交流等（ウィーン研修等）」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神及び理念である「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成の完

成を目途とし、音楽の技術、理論を学ぶことによって豊かな感性を備えた社会人を世に送り出すことを本学の使命としている」に基づく教育研究上の教育目的・人材の養成に関する目的が学部・学科、研究科ごとに明瞭に定められ、使命・目的に独自性がうかがえる。

大学・大学院の使命及び教育目的が、大学・大学院学則、大学案内、学生サポートブック等において明確かつ簡潔に表現されており、その実現に向けた教育目標が大学ホームページ等の広報媒体を利用して、学部・学科ごとに分かりやすく社会に示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づき「一貫教育の実践」「少人数制による教育」「国際化の推進」そして「地域社会との交流」という四つの教育方針を掲げ、大学の個性・特色を反映して明示され大学設置基準、大学院設置基準、学校教育法を遵守し、大学及び大学院の目的に適合している。

また、社会のニーズに対応するため、開学以来の 4 専攻を 5 専攻に改組するとともに、音楽創造専攻を 2 コース制と改編し新規に「演奏家コース」と「教職特別コース」を開設して、必要に応じた見直しを行い対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は理事長が学長を兼務し、役員会と教授会の議長の職務を遂行しているため、法人部門と教学部門の連携及び意思疎通が円滑に行われ、役員、教職員の理解と支持を得て大学案内やホームページへの掲載のほか、教授会や各種委員会及び各専門部会を通じて周知が図られている。

学校法人三室戸学園の中期計画を理事会のもとに策定しており、毎年度の事業計画及び中期計画において三つのポリシーが建学の精神・教育方針、教育目的を踏まえて作成され、

使命・目的について十分反映されている。

大学は、5 専攻を設置し、それぞれの専攻において教育方針に基づき少人数教育を実施し、そのための教育研究組織及びカリキュラム編成に整合性が図られている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神のもと、大学及び大学院研究科においてアドミッションポリシーが明確に定められ、大学案内や学生募集要項及びホームページで公表されている。また、オープンキャンパスにおける説明会、大学進学説明会、高等学校への学校訪問における説明会、付属校との高大連携等の取組みの中で、志願者及び保護者等の関係者に周知されている。

入学者が減少している中、改善策の一環として平成 24(2012)年度にスタートした「東邦スタンダード」や平成 26(2014)年度に開設した「演奏家コース」「教職特設コース」については、今後の充実に期待したい。学生募集・広報活動を一元化させる全学組織として「広報入試センター」を設置し、学生募集ワーキングチームが具体的な問題点について検証・精査を開始し改善策を検討している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学部においては専門分野と一般教養とが互いにリンクするよう、学際的な広がりを持つ科目が設定され、大学院では専門分野の知識や技術を高度なものにする授業科目が設定されている。教育課程は、八つの科目群で構成され、学生の専門性を高めると同時に、音楽の専門知識や幅広い教養を身に付けるための多数の科目を開講している。

建学の精神のもと、小規模な姿を堅持し、学生一人ひとりに目の行届いた少人数教育を実践している。また、音楽技術のみに偏らず、幅広い教養と豊かな人間性を身に付ける人間形成の完成を教育目標としている。

【優れた点】

○オーストリアのウィーンに大学が開設した「東邦ウィーンアカデミー」において必修科目として行われる研修の実施、授業の一環として設けられた「海外卒業演奏旅行」の実施は評価できる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教員は、教育・研究活動のほかに大学の各委員会に所属している。各委員会における審議・協議に当たっては事務本部と連携・協働するなどの協働体制が適切に構築されている。

教員の指導のもと、演奏会やレッスン並びに授業等の補助者として大学・大学院の優秀な卒業生を採用し活用する「研究員制度」は、大学にとって効果的な制度として機能している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は明確に定められ、厳正な適用が行われている。また、今年度から GPA(Grade Point Average) 制度も導入している。

大学院の学位授与方針は、所定の単位を修得すること、修士論文の審査並びに修了演奏会における実技審査に合格することが厳格に定められ適用されている。

学部及び研究科ともディプロマポリシーを明確に定め、「東邦音楽大学学位規程」及び「東邦音楽大学大学院学位規程」に基づいて適切に卒業・修了認定が行われている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

カリキュラム上での「東邦スタンダード」の重点化とともに、「キャリア支援委員会」「キャリア支援センター」など体制を整備している。クラス担任制をベースに初期教育からキャリア教育まで、具体的には「東邦スタンダード」、インターンシップ、学校ボランティア、就職ガイダンスと教育課程内外通じて一貫した教育内容となっている。

「キャリア支援委員会」「キャリア支援センター」の連携のもとに、キャリアデザインカリキュラムについて「東邦スタンダード」との一体化を図っている。就職に向けた社会人としての意識の醸成や自己啓発につなげることを目的に、インターンシップ制度を導入し、その充実が図られている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

授業改善のために、全ての開講科目について学生による授業評価アンケートを実施している。アンケート集計結果は、担当教員個人へ通知し、各教員がアンケート結果を分析し、改善の方法を考察している。また、学生の学修時間等に関するアンケートを実施し教育内容や方法の改善に取り組んでいる。

FD(Faculty Development)活動の一環として平成 24(2012)年度よりクラス担任と副担任である専任教員を中心に、教育方法に関する研修会や勉強会を定期的実施し、教員の教育力向上を目指している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生相談室、保健室、カウンセラー室が設置され、専任職員を適切に配置し学生生活の安定のために取り組んでいる。奨学金制度は日本学生支援機構の奨学金の他、学内独自の給付型制度である「東邦音楽大学奨学金」や「学園創立 75 周年記念奨学金」が整備されて

おり、規定に基づき運用されている。

首都圏 1 都 6 県以外の居住地からの 1 年次入学生で、入学のためにアパート等を借り上げる学生に年額 12 万円の補助金を支給する制度を設けている。

学生委員会は学生部長のもとに、学生部長補佐が委員長になり、各専攻から 13 人の専任教員で構成されている。年間 4 回の定例会に加え臨時的にも開催され、学生からの多くの要望・意見を学生委員会で分析・検討して学生の意見・要望をくみ上げ、新年度の学生向けガイダンスの内容に反映させている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学部及び大学院の教員数はともに設置基準を満たしており、兼任教員を含め、教育課程に即した教員を確保・配置し、少人数教育を実践している。教員の採用については、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教育職員選考規程」「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学教職員任免規程」に基づき適切に審議、決定されている。

教員評価制度は導入されていないが、「授業改善のための学生アンケート調査報告書」に基づき、改善策を促し、年度当初の教員オリエンテーションにおいても指導を実施している。FD 委員会を設置し、主として実技系の授業、レッスン及び試験のあり方等について検討を進めている。特に教養教育の外国語については、英語、ドイツ語、イタリア語の全ての科目において外国人教員を配置する等異文化理解にも努めている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎は川越キャンパス、文京キャンパスとも設置基準を十分に満たし、講義室のほか、練習室、講堂、音楽ホール等を整備し有効に活用している。二つの図書館とも音楽大学に即した蔵書、視聴覚資料が充実し学生・院生が利用しやすい開館時間が設定され、館内は利用しやすい配置になっている。

川越キャンパス校舎は耐震基準を満たしており、電気・機械設備、ガス器具、給排水設備も定期的に保守・点検し安全性を確保し、主校舎にエレベータ、車椅子利用者のための鏡、音楽ホールには階段スロープ、段差解消のスロープ板を設置しバリアフリーに配慮している。演習系授業では、複数教員が習熟度別に 20 人程度に分けられたクラスを担当し、必修授業である演習系の「ソルフェージュ」や「音楽の基礎理論」及び外国語科目は 1 クラス 20 人前後で行っている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

「学校法人三室戸学園寄附行為」には法人の目的である学校教育と人材育成の方針が明確に定められており、これに基づき就業規則、「学校法人三室戸学園組織及び事務分掌規程」など学内諸規定が整備されている。経営・管理体制として理事会、評議員会及び責任者会議を設置し、法人の事業計画及び実績、取り組むべき課題を共有し、使命・目的を実現するために継続的に努力している。

大学の設置運営に関する法令などの遵守も適正に行われており、教育情報・財務情報についてはホームページで公表し、特に財務情報については大学内に一定期間掲示している。

環境保全や人権や安全面における配慮も、防犯対策や防火・防災対策などを講じるほか、ハラスメントに対しては、学長・理事長名の「教職員倫理遵守の厳守について」の文書及び「防止ガイドライン」により注意を喚起するなど適切に行われている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は寄附行為、「学校法人三室戸学園理事会規程」にのっとり、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる最高意思決定機関と位置付けられている。理事及び監事選任条項が整備され、適正に選任されている。理事長は学長を兼務し、他の理事はそれぞれ総務、法務、財務、付属学校関係、音楽分野関係に分かれて業務を担当している。予算・決算、事業計画・報告、人事、学則・諸規定の改廃など、法人としての重要事項が適切に審議され、最高意思決定機関としての機能を十分に果たしている。理事・監事とも理事会への出席状況は良好である。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長は理事長を兼務しており、教授会の議長も務めている。教授会において法人・大学の基本方針について随時説明を行うことで、全学的な意思統一を図る上でリーダーとしての責務を果たしている。

教授会は学則及び「東邦音楽大学教授会規程」に基づき毎月1回以上開催され、大学における教育研究に関して学長が意思決定する事項について審議されるほか、各種委員会での検討事項を審議するとともに、専門部会での状況も報告されている。平成26(2014)年度より、教授会構成員に、准教授が任ぜられる教務委員会と学生委員会の委員長を出席させることで、学内における教学的課題を共有し幅広く対応できる体制を整えた。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

小規模大学ゆえのメリットを生かし、法人・教員・事務職員のコミュニケーションについて連携がとられている。理事長は学長を兼ねているため、理事会、教授会の両方の議長を兼務しており、法人と大学間の意思の疎通は図られている。「責任者会議」では法人各部

門の代表者が年2回集まり、法人の取組むべき課題を共有している。

教授会の開催前に、主任教授会・月例主任会で、教授会審議事項について問題の共有と課題解決の方策について十分議論が行われ、教授会での審議、学長による決定を円滑にしている。さらに教授会での審議事項については各種委員会、専門部会にも毎回報告され情報が適切にフィードバックされている。

理事会・評議員会は寄附行為に基づき開催され、理事、監事及び評議員は適切に選任されており、法人及び大学の管理運営に関するチェック機能を果たしている。

また、教育改革のために学長の諮問機関として「教育改革推進会議」を設置し、新たな教学上の課題の共有化に努めるとともに教職員の提案を議論するなど幅広く意見の集約を図っている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人及び大学の業務執行体制については「学校法人三室戸学園組織及び事務分掌規程」に基づき職務内容及び職務権限を明確にすることで、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した事務組織が編制され、効率的かつ機能的な体制が確保されている。

職員の資質・能力向上のために学内の主要な委員会や会議体等に出席させて、大学の現状や課題等の把握に努めさせるとともに、教学組織と協働し業務を執行する意識付けを行っている。また、文部科学省をはじめ、日本私立大学協会などの外部団体の主催する各種セミナーに積極的に参加させている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

「学校法人三室戸学園中期計画（平成24年度～平成28年度）」を策定し、合わせて同期間における財政計画として中期財政指針を定め、これらに基づいて毎年度事業計画、予算を編成するなど適切に運営している。過去数年、帰属収支差額は学生生徒等納付金の減

少のためマイナスであるが、年々の支出の増加を抑えており、財政悪化を回避している。特に、最も支出の大きい人件費について若手職員や常勤的非常勤職員の活用による抑制策に取組み、また、各部局からの予算要求に対しては、原則としてマイナスシーリング、新規事業についてはスクラップアンドビルドを原則にすることを義務付けるなど、収支バランスの改善に取り組んでいる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準及び関連通達・指針を遵守するとともに、法人として制定している「学校法人三室戸学園経理規程」「監事監査規程」などの諸規定に従って適正に行われている。

監査法人と契約し、期中・期末監査等通年的に会計監査を受けるとともに、決算監査終了後の監査報告には、理事長はじめ役員、法人の主要幹部が出席し、指導事項などについて幅広く意見交換の上、速やかに改善を行うなど適正な体制を整備している。

監事は定期的に二つのキャンパスに赴き監事監査を行うとともに、理事会に常に出席し、学校法人の現況を確認し、必要に応じて意見を述べている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則第 4 条に「自ら点検・評価を行う」と規定し、これに基づき「点検・評価に関する規程」を制定している。実施体制として「自己点検・自己評価特別検討委員会」を設置し、委員長には学長が就任、各主要教員部長、教員及び主要事務部長で構成される全学体制に

より適切に点検評価活動が行われている。

学生による「授業アンケート」調査は全科目について実施し「授業改善のための学生アンケート実施報告書」としてまとめられ、教職員に配付され、さらに、FD 委員会においても有益な資料として活用するなど、全学挙げて教育改善に取り組んでいる。

自己点検・評価は、平成 5(1993)年度から数年単位で点検・評価項目を定め実施し、その結果は「自己点検・評価報告書—東邦音楽大学・東邦音楽短期大学の現状と課題」第 1～7号としてまとめられている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価に当たっては、「自己点検・自己評価特別検討委員会」において、評価項目の選定、作業の主体、手続き等において検討・確認が十分なされており、客観性や透明性は確保されている。

現状把握のための調査・データの収集は、法人本部、経理本部及び事務本部が実施し、「学生による授業アンケート」「学生の欠席状況調査」など学生の状況、教職員に関係する各種データ、財務関連データまた大学の特色である各種コンサートの実施状況やボランティア演奏会等の状況などが基礎資料としてまとめられ、「自己点検・自己評価特別検討委員会」及び実施主体の「自己点検・自己評価部会」において十分な分析がなされている。

自己点検・評価の結果については「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学自己点検・自己評価報告書」としてとりまとめられ、学内の各部局、教職員に配付するほか、学内図書館に配置している。また、その報告書に含まれる事業やデータなどはホームページにも掲載している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的、教育方針に対して、実際の教育がどうか、学生はどう受止めているかなどを把握し、常によりよい教育研究活動が実施されるための工夫・改善を行っている。具体的には、学生に対する授業改善のためのアンケートの実施、学生の学修時間に対する

調査などをデータとしてまとめるとともに、分析し、自己点検・自己評価を実施している。

この結果は、教授会や各種委員会、あるいは前・後期に実施している教員オリエンテーションにおいて学長から報告され、広く学内の教職員が課題を共有することになり、更なる教育研究活動の改善や質的向上に繋げている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携協力・地域社会への貢献

A-1 地域連携・地域貢献に関する方針の明確化と情報共有

A-1-① 使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確化と情報共有

A-2 地域連携・貢献の具体性

A-2-① 自治体や自治会との連携

A-2-② 教育現場との連携

A-2-③ 生涯学習への貢献

A-2-④ 付属施設の取り組み

【概評】

建学の精神を踏まえて四つの教育基本方針を定め、その一つが地域連携・地域貢献であることを明確にうたっている。

その主なものは、近隣の小・中学校の音楽鑑賞教室、中学生・高校生対象のブラスクリニック、日本管弦打楽器ソロコンテスト、学生たちによるボランティア演奏などの音楽活動である。

また、音楽療法の専攻コースでの教育・研究成果の社会還元と実践教育の場としての病院や福祉施設での年間 10 数回以上のボランティアコンサートを継続して実施していることは特筆すべき点である。

このほか演奏等音楽活動による貢献だけでなく、「フレッシュサポーター」「南古谷小学校ボランティア活動」などの名称のもと、音楽以外の学修支援やクラブ活動のサポートを積極的に行っている。

生涯学習への関わりとして川越市と連携して開講している「川越市大学間連携講座」は、市民に対してさまざまな角度から、音楽教養を高めるための素材と施設を提供し、川越市民の文化教養度を高めることに貢献している。

グランツザール（音楽ホール）での地元の合唱祭やニューイヤーコンサートといった各種演奏会の実施、スポーツ少年団に対するグラウンドの開放や近隣の小学生へのキャンパスの施設開放などを通して地域に身近な存在としての大学をアピールしている。

このように音楽に関する各種のコンクール、クリニック、講座、講習会などをさまざまな形で開催するなど、大学の持っている人的・物的資源を地域社会に提供し、技術向上だけでなく音楽の普及にも取り組み、地域における音楽文化の普及向上に努め、地域社会に貢献していることは地域に開かれた大学として十分その社会的責務を果たしている。

基準B. 国際交流等（ウィーン研修等）

B-1 大学が実施している海外研修

B-1-① ウィーン研修の意義・特徴

B-1-② ウィーン研修の教育的効果と東邦の目指す音楽教育の融合

B-2 海外卒業演奏

B-2-① 海外における技術の向上

B-2-② 演奏を通じての国際貢献、文化交流

【概評】

オーストリアのウィーンにある「東邦ウィーンアカデミー」における研修は、永年にわたり継続的に実施されており魅力的で定着したプログラムといえる。大学カリキュラムとも連動し効果的な教育内容が確立されている。

音楽の都ウィーンで音楽の歴史の背景に溶込む建造物や絵画を鑑賞するとともに、ウィーンの空気と雰囲気に触れ、オペラやオーケストラの芸術鑑賞、現地栄養士スタッフによる食文化体験等を行うことは非常に意義深い研修である。

訪問国で一流のオーケストラや合唱団あるいはソリストと共演することにより、西洋音楽の神髄を肌で感じ、音楽に対する感性を高め、より一層の演奏技術の向上を図る目的を果たしている。同時に、日本の伝統的な衣装による演奏や日本古謡、日本人作曲家の作品演奏等、日本の音楽や文化の紹介にも積極的に取り組んでおり、国際貢献や文化交流の役割を十分に果たしている。

また、学部教育の集大成として、4年次生全員が参加する海外への卒業演奏旅行の実施は高く評価できる。教職員の情熱と親身な支えにより繰広げられるこの事業が、学生たちに貴重な経験と大きな感動を与えていることは特筆すべきことである。

